

稚内市(仮称)生ごみ中間処理施設整備・運営事業 入札説明書等に関する(第2回)質問と回答(平成21年10月2日公表)

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
1	入札説明書	24	8-(4)-2)	運営・維持管理期間中の保険	第1回質問回答No.70にて、事業者が加入すべき保険のうち火災保険については、「PFI事業者の所有物等に対する火災保険」とのご回答ですが、火災保険をかけるほどの所有物がない場合は、PFI事業者の裁量で火災保険を付保しないと提案しても失格にはならないという理解でいいでしょうか。	火災保険に関しては、施設の所有者に対して、施設の管理者が負う賠償責任を担保することを目的とし、付保することとしています。 第1回質問の回答No.70②の回答については、保険付保の目的と異なることから、回答を修正します。
2	入札説明書	24	8-(4)-2)	運営・維持管理期間中の保険	事業者が加入すべき保険として、プラント部分に関する保険と規定され、第1回質問回答No.70にて「PFI事業者の運転員のミス等により機械等が損傷を蒙った場合の修復費をカバーする保険を想定」されているとのご回答です。念のため確認ですが、稚内市として要請している保険は「稚内市のための機械保険」のことでしょうか。それとも「賠償責任保険」を要請されていますでしょうか。特に機械保険となりますとコストが大きく増加しますので、競争の公平性を確保する意味でも、明示願います。	プラント部分に関する保険とは、機械保険等であり、物的損傷を保証する保険を想定しています。 当該保険は、施設の所有者に対して、施設の管理者が負う賠償責任を担保することを目的としています。
3	入札説明書	24	8-(4)-2)	運営・維持管理期間中の保険	第1回質問回答No.73において、稚内市殿が加入を予定されている共済として(社)全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済とのご回答ですが、万一、PFI事業者の責めに帰すべき事由により共済のてん補の対象となる損害が発生した場合、稚内市殿は優先的に共済を利用して損害をてん補し、共済で不足する損害をPFI事業者に請求するという理解でよろしいでしょうか。	本市が加入する損害共済は、施設の管理者が負うべき賠償責任で賄えない損害をてん補することを目的としていることから、事業者が負担すべき損害賠償に優先して適用されるものではありません。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
4	入札説明書	42	11-(7)-6)-③	運営委託料	「1. 施設の運営期間中に生じる修繕及び設備更新などに要する費用も、原則として運営委託料を構成する年間の補修費に含め、毎年度一定額を支払う。」とありますが、修繕及び設備計画は毎年度まちまちであり、毎年度一定額の支払いでは現実と乖離すると思われます。それでも毎年一定額の支払いになってしまうのでしょうか。毎年一定額とは、15年間同一金額を言っているのでしょうか？それとも、毎年度まちまちでも構わないのでしょうか？ご教示願います。	毎年一定額(同一金額)となります。施設の運営期間中に生じる修繕費及び設備更新等に要する費用については、平準化し年間の補修費に含めて、算出を行って下さい。なお、想定できない修繕等が発生した場合は、事業契約書(案)第62条第2項により協議を行います。
5	入札説明書	42	11-(7)-6)-③	運営委託料	「変動費は、処理対象物 1 トンあたりの処理単価を示すこと。」とありますが、具体的には各費目の隣に表示しておけば宜しいでしょうか？	処理対象物 1 トンあたりの処理単価は、様式 4-2 入札価格内訳書に記入し、算出根拠等を様式 9-13 に記述して下さい。
6	入札説明書	42	11-(7)-6)-③	運営委託料	『運営・維持管理業務を行う対価として市より支払いを希望する金額を運営委託料として算出する。このとき、運営・維持管理に係る各費用を基に算出することとし、運営委託料の算出根拠と併せて示すこと。』とありますが、運営委託料の算出根拠と併せてと言うのは、具体的にどのように表現したら宜しいでしょうか？また、様式9-14 の「運営委託料(固定費)及び運営委託料(変動費)」の項目にどのように表現したら良いでしょうか？ご教示願います。	様式 9-13 において、本事業の委託料(固定費・変動費)の設定に関する考え方を提案して下さい。ただし、算出根拠については、様式 9-14①・②との整合性を図り、また、処理対象物に紙類・油類を加えた場合は、処理対象物量が増加することに留意して下さい。
7	入札説明書	別紙 2-1	別紙 2 3	整備割賦払金算定の対象費用	紙及び油は、一般廃棄物(生ごみ及び下水道汚泥)の処理に直接関係ない費用、と考えられますので「その他の事業費」として算定することとしますが、誤りがありましたらご指摘下さい。	紙類及び油類を処理対象物として加えるときは、一般廃棄物の処理として区分されます。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
8	入札説明書	別紙 2-2	別紙 2-4-(2)	補助金対象事業範囲	No.122 紙及び油に関する施設は補助金対象となるでしょうか。との質問に対して、交付金交付取扱要領に基づきます。との回答がありますが、交付金交付取扱要領は、紙及び油が補助金対象となるかわかりかねますので、ご教示いただけないでしょうか。	紙類及び油類は一般廃棄物となりますので、交付金の対象となります。
9	入札説明書	別紙 2-2	別紙 2-4-(2)	補助金対象事業範囲	建設一時払金の対象費用のうち、用地関係費は100%と記載がありますが、「別表2-3 算定方法」の用地関係費(地方債)」では、用地関係費(地方債分)100%での金額が記載されておりません。用地関係費のうち建設一時払金の対象費用とならない項目があるのでしょうか？ご教示願います。	本事業における建設一時払い金は、本市が国庫補助金等の受領及び起債により調達した額をもって支払いを行うこととしています。 用地関係費は、本事業においては国庫補助金等(循環型社会形成推進交付金)の対象とはされておらず、起債(一般廃棄物処理事業債の用地関係、充当率:100%)により賄われます。 当該起債においては、取付道路は対象外となっているとともに、起債目的が一般廃棄物処理であることから産業廃棄物である水産廃棄物 500tの処理については、事業対象外とされます。 このことから本事業における用地関係の起債対象事業費は、全体の用地関係費から取付道路の整備費及び水産廃棄物の処理に関する按分比(500t/6,792t)を控除した額となります。
10					【質問者の事業遂行上のノウハウ等に係り、公開することにより、質問者の競争上の地位を害する恐れがあると判断し非公開とします。】	

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
11	要求水準書	14	Ⅲ-2-(2)-⑧	ユーティリティ条件	上水取水量に制限はありますか。	取出予定の給水本管 75mm で、水圧は 0.24MPa となっており、ここから得られる水量が上限となります。
12	要求水準書	14	Ⅲ-2-(2)-⑧	ユーティリティ条件	以下は誤植でしょうか？ 水道：取出位置は添付資料3→添付資料4 排水：雨水排水経路は添付資料4→添付資料3	指摘のとおり誤りですので訂正します。
13	要求水準書	15	Ⅳ-1-(2)	組織計画	廃棄物処理施設技術管理者は、「一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設)」と「有機性廃棄物資源化施設」の資格者がそれぞれ必要でしょうか。	「有機性廃棄物資源化施設」の資格者を配置して下さい。 平成 12 年 12 月 28 日付、衛環 96 号、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知、第五、2では、廃棄物処理施設及び事業場の類型ごとに必要な専門的知識及び技能に関する講習を修了することが望ましいとされており、本施設が「一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設)」と「有機性廃棄物資源化施設」の性格を有する施設であることから、ごみ処理施設と有機性廃棄物資源化施設の両資格者(兼務も可能)を配置することが望ましいものと考えます。
14	要求水準書	17	Ⅲ-1-(11)	視察者対応	施設見学者の想定される1回当たりの最大人数をご教示願います。 また、敷地内への乗入れ車両の規格、1回当たりの台数及び大型バス乗入れの有無をご教示願います。	平成 19 年度に供用開始された最終処分場における見学者実績では、1回当たりの最大人数は 90 名弱、乗入車両はマイクロバス及び自家用乗用車、大型貸切バスとなっており、いずれも1～2台の乗入となっています。
15	要求水準書	17	Ⅳ-2-(2)	受付業務	ごみを液状化するための加水量は、搬入ごみ重量に応じて比例制御する必要があるため、既設計量設備から計量信号(4-20mA 信号)をいただけますか？	技術的には可能ですが、コスト面等の問題からは難しいと考えます。 メタン処理の自動制御に関するデータ供給に関しては、協議を行っていきます。
16	要求水準書	33	添付資料6	騒音・振動の規制	敷地境界線とはどこを指すのかご教示下さい。	本事業により造成される敷地の境界です。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
17	要求水準書	33	添付資料7	処理対象物の性状等(参考)	冬期に凍結した生ごみを受入れると前処理装置を損傷させる恐れがあります。生ごみは回収日当日に出されるものとして、凍結した生ごみは回収されないと考えてよろしいでしょうか。	生ごみは原則として回収日当日に出されるものですが、冬期間の凍結の恐れは否定できません。
18	要求水準書	38	添付資料7	処理対象物の性状等(参考)	生ごみは収集場所で、混入した不適物(明らかに目視で判断できる缶・ビン、プラスチック容器など)が入った袋は回収しないように対策を取っていただけますか。	不適正排出として回収しません。
19	要求水準書	38	添付資料7	処理対象物の性状等(参考)	性状の単位が湿重量当りか乾燥重量当りか確認させて下さい。前回の質問回答 No.172 では単位が mg/kg の数値は乾燥重量当りとありましたが、生ごみの数値は湿重量当りではないでしょうか。(例えば生ごみの強熱減量 190,000mg/kg が乾物重量当りでは低すぎるのではないのでしょうか。)また、下水汚泥の全窒素と全リンは乾燥重量当りではないでしょうか。	生ごみの数値については、指摘のとおり湿重量当たりの数値あり、前回の回答は誤りですので修正します。 下水道汚泥についてはそのとおりです。
20	要求水準書	38	添付資料7	処理対象物の性状等(参考)	水産系廃棄物の異物混入率が7%となっていますが、異物の種類を教えてくださいませんか。	ヒトデ、貝類、小石・砂等です。
21	要求水準書	38	添付資料7	処理対象物の性状等(参考)	水産汚泥とは、水産加工工場の排水処理施設で発生する脱水ケーキのことでしょうか。それとも、加工工程で発生する残さ等のことでしょうか。また、残さ等の場合には、それらは具体的に何の残さでしょうか。	水産加工場の排水処理施設で発生する脱水ケーキ及び加工工程で発生する残さです。 残さとは水産加工場より排出されるもので、主として魚の身・皮・内臓等です。
22	要求水準書	38	添付資料7	処理対象物の性状等(参考)	廃乳とは、牛乳工場で発生する廃棄牛乳という理解でよろしいでしょうか。それ以外にも何か含まれるのでしょうか。	廃棄牛乳及びバター・脱脂乳などの乳製品加工時に出る残さです。
23	要求水準書	38	添付資料7	処理対象物の性状等(参考)	紙類の搬入量としては、最低 0.30t/日以上を確保いただけますか？	年間 511t/年(最大 1.4t/日)の確保を行いますが、日単位の平均確保は難しいと判断します。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
24	要求水準書	38	添付資料7	処理対象物の性状等(参考)	紙類の搬入形態、荷姿(圧縮されているか/未圧縮か、ビニール袋に梱包されての搬入か、紐などで結んでの搬入か、など)をご教示下さい。	紙類については、シュレッダー紙・汚損紙・雑紙を想定しており、シュレッダー紙は未圧縮でビニール袋に梱包、雑紙は紐で結んで、汚損紙は生ごみとの混入を想定しています。
25	要求水準書	38	添付資料7	処理対象物の性状等(参考)	油類の搬入形態、荷姿をご教示下さい。	ペットボトル等の容器に入れての回収を想定しています。
26	要求水準書	38	添付資料7	処理対象物の性状等(参考)	生ごみとして出される動物や魚の骨、貝殻や卵の殻は、水槽での沈殿・堆積や配管内への付着と閉塞の原因の一つとなります。また、トウモロコシの皮などは、ポンプ類閉塞の原因になると考えられます。このように生ごみ中に含まれるものでも、バイオガス施設の安定運転に影響するものについては、処理対象物から外してもらうことはできるのでしょうか。	施設の安定運転に著しい障害が生じるものについては、除外することも止むを得ないものと考えますが、当該支障物を除外することにより処理対象物量が減少することなども踏まえて協議を行うこととします。
27	要求水準書	38	添付資料7	処理対象物の性状等(参考)	搬入車両の規格(トラック車、ローリー車、その他)は、それぞれ最大 4ton車と考えて宜しいでしょうか。また、日当たりの搬入台数をご教示願います。	4ton 車を想定しています。 搬入台数については、生ごみは1日 12 台程度、下水道汚泥は3~5台程度、水産廃棄物は不定期で月 20 台程度となります。
28	要求水準書	38	添付資料7	処理対象物の性状等(参考)	異物混入率とありますが、異物とはどのようなものを想定されていますでしょうか。ご教示願います。	生ごみについては、金属、プラスチック、ビニール、砂など、水産廃棄物については、No.19 を参照して下さい。
29	要求水準書	38	添付資料7	処理対象物の性状等(参考)	No.176 紙の異物混入率が 15%とありますが、異物とは何でしょうか。種類を教えてくださいませんか。	環紙類については、境省のごみ処理施設整備の計画・設計要領の平均値より、有機分 85%、残りの 15%を不適物(異物混入率)としています。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
30	様式集				様式集配布時の各項目に関して、事業者にて発生しない項目と思われるものに関し当該項目名を削除して提出しても宜しいでしょうか？	様式の項目の削除は禁止します。
31	様式集		様式 8-3	維持管理業務提案書 長期修繕(設備更新)計画書(15年間)	長期修繕(設備更新)計画書(15年間)とありますが、建築物及び建築設備についても様式8-3に含むとの理解でよろしいですか。	そのとおりです。
32	様式集		様式 9-8	リスク対応計画	様式にて、記載項目が指示されていますが、当該項目3点を2ページで提案者の任意のスペース配分で提案してよろしいのでしょうか。それとも項目1, 2は1ページに記載、項目3は2ページに記載しなければならないのでしょうか。念のため確認させてください。	そのとおりです。
33	様式集		様式 9-10	事業計画等提案書	事業収支計算書の中で、①損益計算書中の営業費用の「支払利息」と営業外費用の「支払金利」との違いをご教示願います。 金融機関からの借り入れ金利は、通常営業外費用の項目と考えますが、この表では支払利息との違いが分かりません。	営業費用の支払利息を削除します。
34	様式集		様式 8-4	主要機器の耐用年数	建築設備機器も含むとの理解でよろしいですか。	そのとおりです。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
35	事業契約書 (案)	3	第13条第3項	本施設の設計	「ただし、甲が示す入札説明書等に誤りがあったときは、この限りではない」とありますが、第12条第2項の「甲が本契約締結前に、あらかじめ乙に本施設の事業用地についての情報を提示した資料」は用語の定義(38)「入札説明書等」には含まれていません。「入札説明書等及び甲が提示した資料に誤りがあったとき」との理解でよろしいでしょうか。	指摘のとおりですので、事業契約時に修正します。
36	事業契約書 (案)	10	第26条第4項	工期又は工程の変更	No.286の回答に“第6号”との記述がありますが、第26条には第5項までしかなく、また第26条第4項は第5号までしかありません。“第6号”は何の間違いなのでしょう？	No.286の回答については、「第22条の場合に乙の責めに帰さない事由により工程の変更の必要があるときは、第26条第4項第5号により対応を行うこととします。」に修正します。
37	事業契約書 (案)	11	第29条第2項	本件工事において第三者に及ぼした損害	第1回質問回答No.293において、「損害内容により負担割合が変動する」とのご回答ですが、PFI事業者に帰責事由がないにもかかわらず、いくら負担しなければならないかが不明というのでは、財務上の事前の手当てをすることもできず、またプロジェクトファイナンスを供与する金融機関としても了解できることではないと考えます。一定の負担割合を事前に設定いただけませんかでしょうか。	協議を前提としますが、当然、事業者は一切の帰責事由がないものについては、市の負担となります。
38	事業契約書 (案)	15	第43条第2項	運営及び維持管理業務において第三者に及ぼした損害	第1回質問回答No.313において、「損害内容により負担割合が変動する」とのご回答ですが、PFI事業者に帰責事由がないにもかかわらず、いくら負担しなければならないかが不明というのでは、財務上の事前の手当てをすることもできず、またプロジェクトファイナンスを供与する金融機関としても了解できることではないと考えます。一定の負担割合を事前に設定いただけませんかでしょうか。	No.37と同様に取扱いします。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
39	事業契約書 (案)	17	第 49 条	本施設の修繕及び機器の更新	No.327「法令変更または不可抗力による本施設の機器の更新はできません」との回答ですが、乙の責任でもなく、甲の責めにも帰すべき事由でもなく、法令変更または不可抗力によって機器を取り替えることを「更新」とは呼ばないという意味ですか？、それとも法令変更または不可抗力によって機器を「更新」する事態はあり得ないとの主旨ですか？ 後者について、例えば地震により機器が損傷することなど十分あり得る事態だと思います。	法令変更または不可抗力によって機器を取り替えることは改修又は修繕であり、更新とは呼ばないとの意味です。
40	事業契約書 (案)	19	第 54 条	受入処理対象物の性状等の確認	No.341 およびNo.342 の回答を併せて(即ち、甲の搬入処理対象物の量と性状の保証と、乙の搬入処理対象物の量および性状把握の最終責任)、どのように理解しておけば良いのか、解説をお願い致します。	市の責任において搬入される処理対象物のリスクは市の分担となり、それ以外は事業者の分担となりますが、その原因立証義務は事業者が負うという意味です。
41	事業契約書 (案)	20	第 58 条第 1 項	副生成物の有効利用	入札説明書 2-10)-④その他収入では「副生成物の売却による収入は事業者の収入」とありますが、事業契約書では「乙が事業提案書に定めた方法により自らの責任と費用において有効利用をはかることができる」とあります。「自らの責任と費用において売却することができる」との記載に変更いただけないでしょうか。	要求水準書Ⅱ-2-(4)及び(5)に記載のとおり、余剰エネルギー及び脱水ろ液、最終残渣の副生成物については、事業者の責任のもとで売却等を行うことができるとしており、有効利用とは売却を含むものとの解釈をしていますが、事業契約上で売却について明文化が必要であれば、協議により事業契約時に修正を行うことも考慮します。
42	事業契約書 (案)	24	第 68 条第 2 項	工事完工日後の契約の解除	No.373 は解釈の仕方を質問しているのですが、回答が“原案のままとします”という条文の変更を求めた質問に対する答のようになっており、質問と回答が噛み合っておりません。改めて同じ質問を致します。	残存価格とは、事業契約解除時点での未払いの割賦元金の合計であり、割賦金利分は含みません。
43	事業契約書 (案)	24	第 69 条第 3 項	甲の債務不履行等による契約の解除	「設計図書その他成果物の引渡し」とありますが、当該理由による契約解除が成立した時点において、完成している成果物との理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
44	事業契約書 (案)	26	第 70 条第 2 項	甲による任意解除	<p>No.386 の質問「乙が本契約を解除→甲が本契約を解除」の誤りでは」に対し、「原案のまま」という回答です。従って第3項、第5項の同じ箇所も「原案どおり」とのお考えだと思います。</p> <p>(1)という事は、第 70 条第1項で、甲は乙に通知して 180 日後に解除できると規定されていますが、一方、通知を受けた乙は 180 日以内でも解除あるいは終了できると意味で、それが第2項、第3項、第5項の「乙が解除(終了)……」という記載になっているのでしょうか？</p> <p>(2)第2項は「乙が解除」、第3項、第5項は「乙が終了」と表現が異なりますが、何故でしょうか？</p>	<p>(1)指摘のとおりです。 契約を解除又は終了するのは「甲」と事業契約時に修正します。</p> <p>(2)相手の承諾とは関係なくは一方向的に契約を止めることを「解除」、双方が一定の理解のうえで契約を止めることを「終了」との意で使用しています。</p>
45	事業契約書 (案)	26	第 70 条第 2 項	甲による任意解除	<p>「乙が本契約を解除した(終了させた)とき」の乙は甲の誤りではないでしょうか。の質問に対して「原文のまま」との回答がありますが、事業契約書第 70 条第2項、第3項が原文のままのとき、本文の主旨をご教示下さい。</p>	<p>No.44(1)と同じです。</p>

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
46	事業契約書 (案)	29	第 79 条第 2 項	不可抗力による契約の終了	<p>質問 No.403、404 の回答は「追加工事及び修理等をおこない、使用する場合は当該対価をもって、買取の方向で検討します。」となっております。契約解除後に市が“使用しない場合”は買取らないと解釈されます。</p> <p>しかし不可抗力によって工事目的物等に損害が生じた時は、公共工事の工事請負契約書(「工事請負契約の制定について」H14.5.29 国地契第 8 号)でも、請負者の損害(出来形に相応する請負代金額のうち、請負代金額の 1/100 を越える額)は発注者が負担する規定になっており、この第 2 項の前半は、①本件においても前記の規定に準じて市が負担すること、②次に検査に合格した出来形部分の所有権を市が取得すること、③そして解除後も“使用する”と市が判断された場合は別途に追加工事等をされる、という主旨に変更すべきではないでしょうか？</p>	本質問については、①及び②の解釈とします。
47	事業契約書 (案)	別紙 2-2	別紙 2-1-(2)-2)	建設一時払金の物価変動	<p>第 62 条第 1 項の誤りと回答ですが、この第 1 項に記載のある別紙 13 の中で、建設一時払金の物価変動による改定はどの規定を準用すればよろしいのでしょうか？</p>	<p>建設一時払金は国庫補助金等の受領並びに起債により調達した額をもって支払いを行うことから改定することは難しいと考えます。</p> <p>しかしながら、設計・建設期間における著しい物価変動による整備費の変動に対しては一定の対応が必要と理解しますので、稚内市工事請負契約約款第 24 条に基づき、第 62 条第 2 項を適用し協議とします。</p>
48	事業契約書 (案)	別紙 4-1	別紙 4	試運転期間	<p>試運転の期間を、建設期間中に 180 日以上と記載していますが、試運転は全ての設備機器が完成してから同時に実施するのではなく、部分部分で出来上がった設備から試運転を行い、最終段階で全設備の完工確認をすることでよいでしょうか。</p>	そのとおりです。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
49	実施方針に関する質問回答	14	No.76	性能未達の場合における措置	実施方針に関する質問回答No.76「性能未達の原因が、設計又は建設工事施工にあるときは、整備費に及ぶこともあり得ます。」との回答ですが、ペナルティーが整備費に及ぶ場合はどの程度の減額を想定しているでしょうか。	性能未達(業務不履行時の手続)については、事業契約書(案)第52条により、具体的なペナルティーについては別紙10「業務不履行時の措置及び運営委託料の減額方法」によることから、規定上はペナルティーが整備費に及ぶことはありません。 しかしながら、業務不履行の原因が、設計又は建設工事施工にあるときは、事業者は改善措置を講ずる義務を負うことから、実質上はこの改善措置に要する費用がペナルティーとなります。